

石徹白を二分する騒動 ～ 石徹白騒動と神仏分離騒動 ～

石徹白騒動

江戸時代の半ば、宝暦年間に、石徹白地区では「石徹白騒動」と呼ばれる事件が起きました。

騒動の発端は、宝暦2年(1752)に、真宗高山照蓮等の道場・威徳寺の6代目看坊・恵俊が、本山に対し、高山照蓮寺の掛所への昇格を願い出たことにあります。恵俊は、石徹白の人びとは全て異存がないと偽りを言い、昇格を願い出ました。

ところが、恵俊の偽りを見破った白山中居神社の神主・石徹白豊前は、京都へ向かい、本山に対しては強烈な抗議を申し入れ、神道の本家・吉田家に対しては、吉田家の力でもって郡上藩寺社奉行に、恵俊の偽りを吟味するよう指図してほしいと頼みました。

石徹白豊前の願いは聞き届けられ、郡上藩寺社奉行からは、神道の本家・吉田家の厳命によるものだと、「今後は何事によらず石徹白豊前に従うように」との命令書ももらいます。しかし、石徹白の人びとは、我々は神道の本家・白川家の門弟であるとし、吉田家の命令には従えないと拒否します。結果、こう着状態となり、この一件は棚上げにされました。

宝暦4年(1754)になると、石徹白豊前は、再び京都の吉田家を訪れます。このとき、吉田家から「吉田家の命令に従わないものは神職を免ずる」という一筆をもらいます。石徹白豊前は、これを「吉田家の命令に従わないものは追放する」と拡大解釈し、横暴な行動に出るようになります。

まず、先の恵俊の一件のときに自分の悪口を言い恥をかかせた治郎兵衛を、吉田家の命令だというだけで追放・欠所にします。また、「自分の支配を受けるように、従わない場合は神職を取り上げ百姓にする」と石徹白の人びとを脅迫します。

一方で、石徹白豊前は、白山中居神社の用材を伐り出す造営山や、他人の持山にまで手を伸ばし、勝手に伐木するようになりました。

明治の神仏分離騒動

明治元年(1868)、明治政府が神仏分離令を出しました。白山信仰は神仏混淆であり、石徹白地区の人びとは社家・社人として、神と仏の両方を自然に尊び生活をしてきたので、大きな混乱をもたらしました。

石徹白地区は、「石徹白騒動」の起きた江戸時代中期あたりまでは、社家・社人とも神道一色の地域でした。しかし、いつからか真宗信者も増え、社人であっても仏教の形式による葬儀を行うものが多くなりました。

社家たちは、明治2年(1869)、いち早く白山中居神社の神職であることを政府に求め、翌年にかけて、この地域は神地であり、住民は社家・社人のみで百姓は1人もおらず、神葬祭を行なう地域である、また無税の特典を引き続き与えられ神事に専念させてもらいたい、という運動を展開します。これが成功すれば、石徹白地区全域は今までのように白山中居神社の神領で、社家・社人の自治体制が維持できると考えた社家は、社人でありながら仏教徒である門徒社人たちに対し、「社家・社人たるものは神葬祭によるべし」との指令をだします。

社家は、また、白山中居神社が古来から純粋な神社であると政府に認めさせるため、白山中居神社の社殿内から仏体、仏具などを取り出し、ひそかに処分しました。

こうしたことに大いに憤慨した門徒社人たちは、泰澄大師以来

石徹白豊前の横暴に堪りかねた石徹白の人びとは、郡上藩寺社奉行へ訴え出ますが、とりあってももらえなかったため、江戸の寺社奉行へ越訴します。しかし江戸の寺社奉行も、郡上藩主と親戚であったため、内密に処理されました。訴え出た人びとは、手錠をかけられ、後に追放処分されます。

郡上藩寺社奉行は、石徹白の人びとに対し、いまいちど「石徹白豊前の命令にしたがうように」と迫ります。拒否した老幼男女500余人は、欠所の上、飛騨・白川村への追放処分にされます。この中には、降る雪の中を着の身着のまま、素足で追い出された者もいました。路頭に迷い情けにすぎるしかない中で、72名の餓死者が出ました。

当時の石徹白の約2/3の人びとがいなくなった石徹白では、石徹白豊前の横暴はますますひどくなったといわれます。宝暦6年(1756)、追放された石徹白の人びとが連絡を取り合い、再度、江戸への訴訟を計画します。老中が登城するのを待ち構え、籠にむかって訴えました。訴状は受理され、江戸の寺社奉行の元で吟味が始まったものの、遅々として進みません。たまりかね、江戸の寺社奉行へ訴訟するものの、事態は変わりません。

宝暦8年(1757)には、目安箱への箱訴を決行します。3度目の箱訴でようやく取り上げられ、幕府評定所の吟味が始まります。同年12月には判決が申し渡されます。郡上藩主・金森家は、同じ頃に起きた宝暦騒動(郡上一揆)と本騒動の責任を問われ、領地没収、断絶処分にされました。郡上藩寺社奉行は死刑相当とされました(牢内で病死)。石徹白豊前も同じく死刑を言い渡されました。一方で、籠訴や箱訴を行なった人びとへは、ほとんど無罪に近い軽い処分だけで済みました。

こうして石徹白騒動は決着をみます。江戸時代には、多くの民衆運動が起きましたが、神職が深く関わった騒動は、白山中居神社の神領であった石徹白地区ならではの特徴です。

の信仰があるから白山中居神社への奉仕は続ける、しかし、神葬祭は社家だけに限り、門徒社人へは今ままで通りの仏教を認めてもらいたい、という運動を起こすことになりました。

しかし、門徒社人が頼りとした本山(本願寺)も、神道国教策をとる明治政府への対応に腐心し、門徒社人たちの訴えに応ずる余裕はありませんでした。

明治3年(1870)、門徒社人たちは郡上役所へ数回に亘って訴えました。神仏分離はもっともなことであるから、以後はわれわれは社人ではなく百姓の身分になる、という内容のものでした。従来まで白山中居神社の神領としての無税の特権を失うことでしたが、それも覚悟の上だったようです。

この願いに対し、政府も、「社人希望のものは社人に、帰農をのぞむものは帰農を許可する。今後は社人と百姓を区別せよ。また、上在所は清浄の地であるから仏堂、仏具などは取り除き、仏体、仏具は帰農するものへ渡せ。土地も明確に区分せよ。」と命じました。

明治4年(1871)、帰農した社人たちは、ようやく社家から渡された仏体(釈迦如来、薬師如来、虚空像菩薩、泰澄坐像など)や鰐口などを、中在所に観音堂を営み、納めました。現在、大師堂と通称されるお堂で、虚空像菩薩は後に、国指定重要文化財に指定された銅造虚空像菩薩坐像です。